資料４

カタクチイワシ太平洋系群の資源管理について

令和８年10月27日（火）
令和９管理年度ＴＡＣ設定に関する意見交換会
水産庁

目　　次

１．資源管理の目標

２．漁獲シナリオ

３．ステップアップ管理

４．ステップ２への移行について

５．翌管理年度との間の漁獲可能量の調整

６．通常加入期と高加入期を踏まえた漁獲可能量の追加

1．資源管理の目標

項　　目	数　値
MSY	8.1万トン
目標管理基準値（Target Reference Point：TRP） ＝MSYを達成するために必要な親魚量	11.2万トン
限界管理基準値（Limit Reference Point：LRP） ＝下回ってはいけない資源水準の値。MSYの60%を達成するために必要な親魚量	2.8万トン
禁漁水準値 ＝MSYの10%の漁獲量が得られる親魚量	0.3万トン

2．漁獲シナリオ

- 親魚量が令和17年（2035年）に、少なくとも50％の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する。

  ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、ＭＳＹを達成する水準に調整係数（β＝0.9）を乗じた漁獲圧力とする。

  イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。

  ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力を０とする。

- ＡＢＣは、その年の資源量の予測値に、漁獲シナリオに従いその年の親魚量の予測値から得られる漁獲圧力を乗じて算出し、ＴＡＣはＡＢＣを越えない値とする。

表1．将来の平均親魚量（万トン）

β	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2035年に親魚量が目標管理基準値（11.2万トン）を上回る確率
1.0			14.0	12.3	11.6	11.4	11.3	11.3	11.3	11.3	45%
0.9			14.8	13.3	12.7	12.5	12.3	12.4	12.4	12.4	59%
0.8	22.9	20.0	15.7	14.4	13.8	13.6	13.5	13.6	13.6	13.6	73%
0.7			16.7	15.6	15.1	15.0	14.9	14.9	15.0	15.0	85%
現状の漁獲圧			19.3	19.0	18.9	18.9	18.8	18.9	19.0	19.0	98%

表2．将来の平均漁獲量（万トン）

β	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0		12.0	9.3	8.5	8.2	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1
0.9		11.2	9.1	8.4	8.1	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
0.8	7.6	10.4	8.8	8.2	8.0	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9
0.7		9.5	8.3	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7
現状の漁獲圧		7.1	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8

3．ステップアップ管理

- 新たなＴＡＣ資源については、通常のＴＡＣ管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、ＴＡＣ管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入している。
- 具体的な考え方（資源管理基本方針・本則に規定）は、次のとおり。

【ステップ１】
①ＴＡＣ報告の体制（漁業者・行政）を確立する。
②管理における課題を整理し、解決を図るための取組を行う。
③配分は「ＴＡＣの内数」として行うとともに、「管理を行う際の参考となる数量」を提示する。
④採捕停止命令等は行わない。（必要な助言・指導等を行う。）

【ステップ２】
・配分は「試行水準」として行うとともに、「管理の目安数量」を提示する。
・管理における課題解決の取組について十分な進展を目指す。
※【ステップ１】①②④の取組を継続する。
※これらの取組に十分な進展があった場合にステップ３へ移行する（ステップ１、２で３年間を想定）。

【ステップ３】
・「３年以内に資源管理方針を見直す」以外は通常のＴＡＣ管理と同様の管理を行う。

４．ステップ２への移行について

＜資源管理基本方針別紙２－48　第９の２及び３＞

２　本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。

３　海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の２つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ２の開始までに結論を得る。

5．翌管理年度との間の漁獲可能量の調整

- 他のＴＡＣ資源で導入されている規定（ルール）は下表１．のとおり。
- 以下の組み合わせがルールの検討において重要となると想定。今後、関係者との意見交換を通じて案を策定し、ステークホルダー会合で議論していく。
  - ⑴ 発動要件の有無
  - ⑵ 繰入れ量
  - ⑶ 繰入れ分の処理（処理の内容と時期）

表1．他のTAC資源で導入されている調整ルール

資源	発動要件	繰入れ量	繰入れ分の処理（内容）	繰入れ分の処理（時期）
ぶり（現在試行中）	なし	X年度TAC×α％ （αはリスク評価から決定）	未利用分をX+1年度TACに戻し入れ	X年度 漁獲実績 確定時
• さば類対馬暖流系群（R7管理年度以降） • まいわし太平洋系群 • さば類太平洋系群 • すけとうだら太平洋系群	X+1年度のABCが X年度のABCを上回ること	資源管理基本方針に定める条件、及び同別紙2に定める方法により算出される数量 ➡【スライド7】		
さば類対馬暖流系群（R6管理年度）	X年度再計算ABCが X年度のTACを上回ること	X年度再計算ABC−X年度TAC	未利用分をX+1年度TACに戻し入れ ＋ 条件を満たせば利用分の一部も戻し入れ ➡【スライド8】	X+1年度 資源評価結果 公表時

表２．関連する事項のスケジュール（かたくちいわし太平洋系群の例）

X−1年度資源評価結果公表（X年度のABC判明）	X年度資源評価結果公表（X年度再計算ABC、X＋１年度ABC判明）	X年度漁獲実績確定	X＋１年度資源評価結果公表（X年度再々計算ABC判明）
前管理年度の９月	管理年度の９月	翌管理年度の４月	翌管理年度の９月

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
管理年度途中の漁獲可能量の調整（令和7管理年度以降のルール）

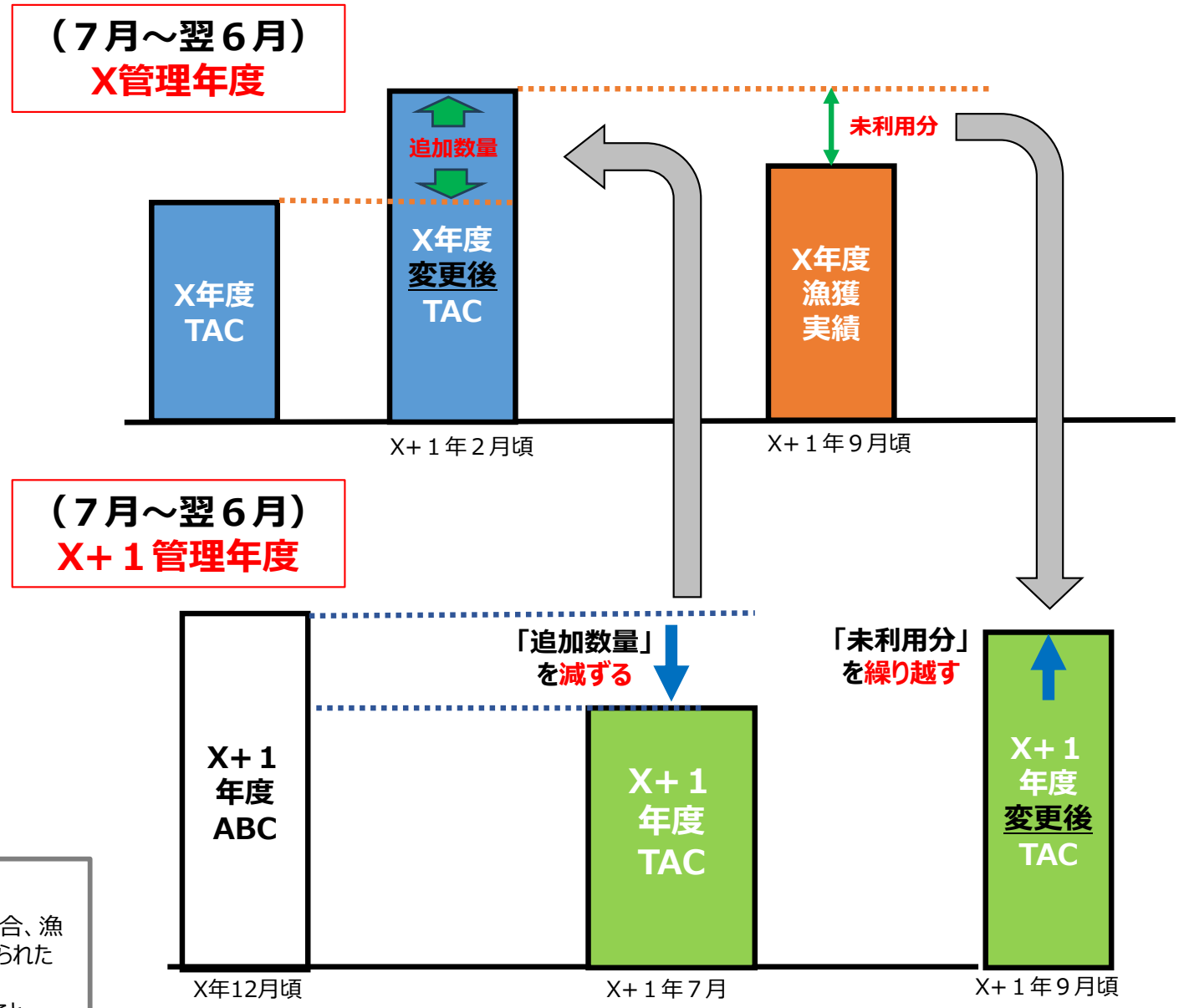
（参考）

１　当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第１の２（４）②アの「科学的に妥当な条件」の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

①　当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、追加数量を減じた数量とする。

③　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。



【科学的に妥当な条件】

①資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
②資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
③当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
管理年度途中の漁獲可能量の調整（令和6管理年度の暫定的な措置）

（参考）

暫定的な措置として、以下の方法により令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

1．令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

2．令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

3．令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。

4．令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

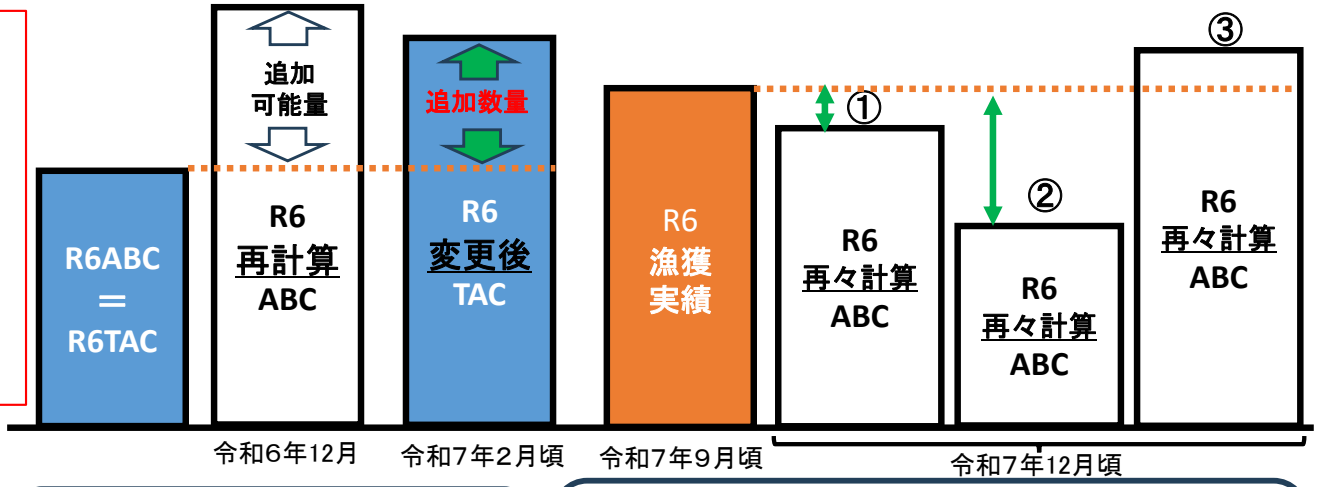
（※）上記暫定ルールについては、研究機関によるリスク評価が行われていない中で、入手可能な最善の科学的情報をもとに講じるもの。

令和6管理年度（7月～翌6月）

1．関係
- 再計算ABCとTACの差分を上限に、追加可
- TAC＞再計算ABCの場合は、追加不可

3．関係
①漁獲実績＞再々計算ABC（差が追加数量未満）
②漁獲実績＞再々計算ABC（差が追加数量以上）

4．関係
③漁獲実績≦再々計算ABC

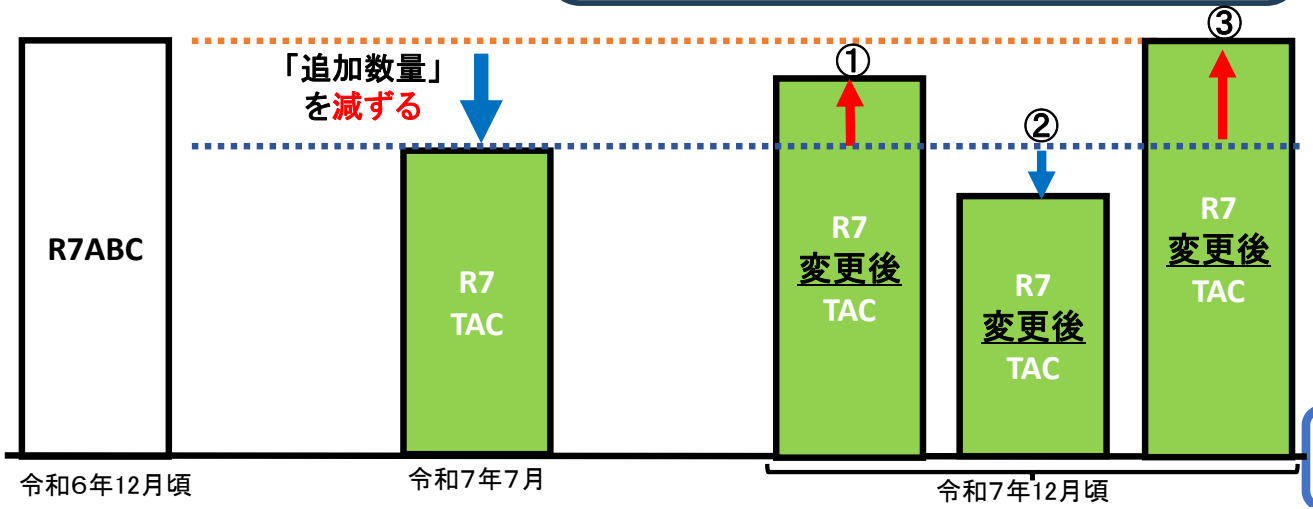


令和7管理年度

2．関係
R7管理年度ABCから追加数量を減じた数量でTACを設定

3．関係
①追加数量から当該差分を差し引いた分をTACに**追加**
②当該差分が追加数量を上回る分をTACから**差し引き**

4．関係
③追加数量をTACに**追加**



6．通常加入期と高加入期を踏まえた漁獲可能量の追加

- 通常加入期／高加入期の判断は研究機関が行うものであり、判断には相応の時間を要する。
- 資源の有効利用が妨げられる状況を避けるためには、行政機関が過去の移行時の情報と研究機関の助言を得て、通常加入期／高加入期の判断を行うことになると現時点では想定。
- 今後、研究機関の協力を得て案を策定し、ステークホルダー会合で議論していく。

参考：資源評価の精度向上

- 現在の資源評価手法や結果は、現時点における最善のものであるが、資源評価は更なる充実に向けた取組を常に行っていくものであることから、本系群については、①年齢別漁獲尾数、②資源量推定法、③自然死亡率、④シラス、⑤資源量指標値、⑥通常加入期と高加入期の判断基準、の６つの項目について、今後も充実を図っていく予定。
- その上で、これら各項目についての、充実に向けた今後の代表的な取組は次の通り。（※現行の資源評価では、伊勢・三河湾の資源はカタクチイワシ太平洋系群に含まれている。）

充実する項目	充実に向けた代表的な取組
①年齢別漁獲尾数	年齢を調べる実用的な手法の確立 継続中：岡田（2026）の公表
	年齢情報の蓄積 継続中
②資源量推定法	様々な不確実性（資源評価を行う上で分からない部分）も考慮できる資源量推定法の検討 試行中：Stock Synthesis 3、SAM
③自然死亡率	サバ類による捕食の影響把握に向けた胃内容物調査の実施 継続中 進捗度25%
④シラス	シラスの資源状態を反映する指標の検討 情報収集中
⑤資源量指標値	沿岸域を代表する加入量指標値の探索 検討中
⑥通常加入期と高加入期の判断基準	資源評価において通常加入期と高加入期を判断する基準の検討 検討中